

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和6年12月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一行的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 熊谷市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ⑫サービス検索及び電子申請機能による届等の受領に関する事務(ぴったりサービス) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 番号利用法第19条第8条に基づく主務省令第2条の表に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
----------	--------------------------------

②システムの機能	1. 住民からの異動届等における住民基本台帳の更新 :住民の方からの届出による異動や通知による異動など、住民にかかわるすべての異動情報に基づき、住民基本台帳の作成・更新を行う。また、転出時の転出証明書発行など、異動に伴い必要となる帳票を発行する。 2. 職権による住民基本台帳の修正 :世帯・個人に関する各項目の修正を行う。個人に関する情報、世帯に関する情報の職権修正以外に、入力済の内容に対する訂正、誤入力した内容の抹消などを行う。 3. 個人番号カードによる転入届(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 住民票の写し等の発行 :住民及び第三者からの交付請求に応じて、証明書を発行する。また、住民宛の通知書の発行を行う。 5. 住民票コードに対する個人番号の指定 :出生届、海外からの転入届等において、個人番号未指定者に対して、個人番号の指定を行う。 6. 庁内の他の業務・システムとのデータの連携 :住民基本台帳ネットワークシステム、他業務・システムとの住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。 7. 符号取得時における機構への住民票コードの通知 :符号取得時に機構から通知される処理通番と個人番号に紐付く住民票コードを機構へ通知する。 ※符号とは、番号利用法施行令第20条に規程する、情報提供用個人識別符号を指す。 8. 中間サーバーへの特定個人情報の通知 :他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合宛名システムへ通知する。 9. 住民基本台帳情報の照会・検索 :最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一面面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。 10. 統計資料等の作成 :都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。 11. コンビニ交付システムとの連携 :住民票の写し等の各種証明書に記載する情報をコンビニ交付システムと連携する。 12. サービス検索・電子申請機能との連携 :サービス検索・電子申請機能で申請されたデータと連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (証明書コンビニ交付サービスシステム等) [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

	1. 本人確認情報の更新 ：既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 ：特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 ：統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 ：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 ：本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（「個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 ：機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 4. 中間サーバー連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、個別業務システム)
システム4	

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 :※「システム方式設計書_6.0_0_機能要件の整理 第1.1 版」以降で提供予定 9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	証明書コンビニ交付サービスシステム
②システムの機能	1. 既存システム連携機能 :既存住基、印鑑、税、戸籍システムから証明書情報を連携する機能。 2. 各種証明発行機能 :住民票の写し、印鑑、税、戸籍等の各種証明書を発行する機能。 3. コンビニ交付機能 :機構が管理する証明書交付センターからの要求に応答して各種証明書を自動交付する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (印鑑登録システム、戸籍システム)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 共通基盤データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する。 2. 共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の機能を一元管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (個別業務システム)
システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1.【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2.【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (申請管理システム)
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	サービス検索・電子申請機能の申請データを取得し、既存住基システムに引き渡す機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム10	

システム10	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (表における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) ・番号利用表第19条第8号に基づく主務省令 (表における情報提供の根拠) : (3条1号ハ、4条10号ハ・17号ニ・18号ニ・24号ニ・25号口、5条11号ハ・18号ニ・19号ニ・25号口、7条3号、9条6号口・12号ハ・13号ハ・21号・22号口、13条1号口・2号ニ・3号ハ・4号口・5号口、15条1号ホ・2号ホ・4号、17条1号ハ・3号ハ・4号ハ・6号口、22条1号リ・2号チ・3号口・4号リ・6号チ・8号リ、30条1号口・3号ニ、39条1号ニ・2号ニ・3号ニ、41条3号、50条19号口、55号1号ト、59条1号ハ・2号口・18号ハ、60条1号口・2号ホ・2項1号口・2号ホ・3項1号口・2号ホ・4項1号口、2号ホ、61条2号ハ、65条3号、67条1号口・6号ハ・15号ニ・16号ニ、68条3号、71条10号ホ・11号・12号、75条1号ハ・2号ハ・3号ハ・4号ハ、77条1号ホ・2号ニ・3号ニ、78条1号チ、83条1号ト・2号ヘ・5号ヘ・6号ト、85条1号口・7号ハ・16号ニ・17号ニ、86条3号、88条1号ハ・2号ハ、89条4号、93条1号ト・3号ヘ、94条1号ホ、98条5号、108条1号ハ・3号口・6号ハ、110条3号ホ、112条1号口・2号口、114条1号ハ、117条1号口・5号ハ、120条2号、126条1号ト、131条3号、132条3号、134条12号ニ・13号ニ・14号ニ・16号ニ・26号ニ・27号ニ・29号ニ・31号ニ・32号ニ・33号ニ・34号ニ・35号ニ・36号ニ・37号ニ・38号ニ・39号ニ・40号ニ・41号ハ・44号ニ・45号ニ・48号ニ、138条1号、139条1号ハ・3号ハ、140条3号、143条1号リ・2号ト・4号ヘ・6号ハ、144条2号口、146条1号ヌ・6号ホ・7号口・9号ハ・10号口・11号ニ、151条2号、152条2号、153条1号ハ・2号ハ、154条2号、157条1号ト・7号ト、158条3号、160条1号ホ・2号ホ・4号、162条2号、165条1号ト、166条3号口、167条2号口、168条2号口、) (表における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民基本台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む	
その必要性	住民に関する記録を正確かつ統一に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理を行うため、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者情報)	

	その妥当性	住基法 第七条(住民票の記載事項)にて以下に掲げる事項について、記載するとある。 ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 ・医療保険関係情報 :国民健康保険の被保険者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 :後期高齢者医療の被保険者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の被保険者資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・児童福祉・子育て関係情報 :児童手当の支給を受けている者の受給資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・年金関係情報 :国民年金の加入者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 住基法 第三十条の四十五(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)にて以下に掲げる事項について、記載するとある。 ・その他(中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者情報) :日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」)の情報を住民票へ記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成30年12月	
⑥事務担当部署	市民部 市民課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 保険年金課、障害福祉課、こども課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構、法務省 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村、大里広域市町村圏組合 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム、介護保険システム、サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター、さくらめいと出張所、熊谷駅連絡所、籠原駅連絡所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 ・住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、削除又は記載の修正を行い、住所地の変更を伴う場合は本籍地市町村に対して通知を行う。 ・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対して通知を行う。 ・本人、同一の世帯に属する者又は第三者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 ・出生届、海外からの転入(個人番号未指定の場合)等における個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。
	情報の突合	・住民からの転入届等を受けて、転出先の市町村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突合を行い、転入情報の確認を行う。 ・機構から受領した住民票コードと個人番号を住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。 ・市町村CSから本人確認情報、転入通知等を受領し、住民基本台帳情報と突合する。
⑥使用開始日		平成30年12月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	証明発行業務委託	
①委託内容	証明発行窓口における証明書等請求の受付及び発行並びに交付業務(審査・決定を除く)	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社パソナ	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (75) 件 ☐ 移転を行っている (36) 件 ☐ 行っていない
提供先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、添付資料(Ⅱ. 提供先一覧)を参照
①法令上の根拠	添付資料(Ⅱ. 提供先一覧)に記載
②提供先における用途	添付資料(Ⅱ. 提供先一覧)に記載
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	市町村
①法令上の根拠	住基法 第二十四条の二
②提供先における用途	転入届を受付後、熊谷市から転出地市町村に対して、転入通知情報を通知する。
③提供する情報	転入者の住民基本台帳情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	転入届を受付けたら都度
提供先3	市町村
①法令上の根拠	住基法施行令第二十四条の三
②提供先における用途	転出届を受付後、熊谷市は住基法施行令第二十四条の三(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項)の通知事項を転入地市町村へ通知する。
③提供する情報	転出者の住民基本台帳情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	転出届を受付けたら都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における移転先については、添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)を参照
①法令上の根拠	添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)に記載
②移転先における用途	添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)に記載
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 (添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)に記載) [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	添付資料(Ⅱ. 移転先一覧)に記載
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<熊谷市における措置> ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 保険年金課、障害福祉課、こども課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構、法務省 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村、大里広域市町村圏組合 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☒ その他 （ 自部署 ）
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム、介護保険システム、サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜熊谷市における措置＞ ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	番号利用法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、通知カード保持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 保険年金課、障害福祉課、こども課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構、法務省 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村、大里広域市町村圏組合 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☒ その他 （ 自部署 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （ 既存住基システム ）
③使用目的 ※		法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜熊谷市における措置＞ ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1.世帯番号、2.世帯主カナ氏名、3.世帯主漢字氏名、4.行政区コード、5.現住所郵便番号、6.現住所自治体コード、7.現住所町字コード、8.現住所、9.現住所方書コード、10.現住所方書、11.異動事由、12.宛名番号、13.除票区分、14.住民異動日、15.住民届出日、16.住定異動日、17.住定異動事由、18.住定届出日、19.住定届出事由、20.カナ氏名、21.漢字氏名、22.性別コード、23.生年月日、24.続柄コード、25.本籍自治体コード、26.本籍郵便番号、27.本籍、28.筆頭者漢字、29.旧姓漢字、30.住民票コード、31.前住所自治体コード、32.前住所郵便番号、33.前住所、34.前住所方書、35.前住所世帯主漢字、36.転出予定地自治体コード、37.転出予定地郵便番号、38.転出予定地、39.転出予定地方書、40.転出予定地世帯主漢字、41.転出確定地自治体コード、42.転出確定地郵便番号、43.転出確定地、44.転出確定地方書、45.転出確定地世帯主漢字、46.最終住民登録地自治体コード、47.最終住民登録地郵便番号、48.最終住民登録地、49.最終住民登録地方書、50.最終住民登録地世帯主漢字、51.未届期間開始、52.未届期間終了、53.付記事項(備考)、54.除票異動日、55.除票届出日、56.除票異動事由、57.除票届出事由、58.外国人本名カナ、59.外国人本名漢字、60.外国人通称カナ、61.外国人通称漢字、62.外国人併記名漢字、63.外国人併記名カナ、64.国籍コード、65.国籍漢字、66.在留カード等番号、67.在留資格コード、68.在留資格漢字、69.30の45区分、70.在留期間、71.在留期限満了日、72.外国人生年月日、73.外国人住民異動日、74.外国人住民届出日、75.外国人住定異動日、76.外国人住定異動事由、77.外国人住定届出日、78.外国人住定届出事由、79.居住地届出フラグ、80.通称履歴、81.個人番号、82.国保資格得喪区分、83.国保資格退職者医療区分、84.介護保険資格得喪区分、85.国民年金記号番号、86.国民年金種別区分、87.国民年金保険区分、88.国民年金受給区分、89.児童手当得喪区分、90.後期高齢得喪区分、91.福祉医療得喪区分、92.旧氏 漢字、93.旧氏 ふりがな

(2) 本人確認情報ファイル

1.住民票コード、2.漢字氏名、3.外字数(氏名)、4.ふりがな氏名、5.清音化かな氏名、6.生年月日、7.性別、8.市町村コード、9.大字・字コード、10.郵便番号、11.住所、12.外字数(住所)、13.個人番号、14.住民となった日、15.住所を定めた日、16.届出の年月日、17.市町村コード(転入前)、18.転入前住所、19.外字数(転入前住所)、20.続柄、21.異動事由、22.異動年月日、23.異動事由詳細、24.旧住民票コード、25.住民票コード使用年月日、26.依頼管理番号、27.操作者ID、28.操作端末ID、29.更新順番号、30.異動事更新順番号、31.更新禁止フラグ、32.予定者フラグ、33.排他フラグ、34.外字フラグ、35.レコード状況フラグ、36.タイムスタンプ、37.旧氏 漢字、38.旧氏 外字数、39.旧氏 ふりがな、40.旧氏 外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1.送付先管理番号、2.送付先郵便番号、3.送付先住所 漢字項目長、4.送付先住所 漢字、5.送付先住所 漢字 外字数、6.送付先氏名 漢字項目長、7.送付先氏名 漢字、8.送付先氏名 漢字 外字数、9.市町村コード、10.市町村名 項目長、11.市町村名、12.市町村郵便番号、13.市町村住所 項目長、14.市町村住所、15.市町村住所 外字数、16.市町村電話番号、17.交付場所名 項目長、18.交付場所名、19.交付場所名 外字数、20.交付場所郵便番号、21.交付場所住所 項目長、22.交付場所住所、23.交付場所住所 外字数、24.交付場所電話番号、25.カード送付場所名 項目長、26.カード送付場所名、27.カード送付場所名 外字数、28.カード送付場所郵便番号、29.カード送付場所住所 項目長、30.カード送付場所住所、31.カード送付場所住所 外字数、32.カード送付場所電話番号、33.対象となる人数、34.処理年月日、35.操作者ID、36.操作端末ID、37.印刷区分、38.住民票コード、39.氏名 漢字項目長、40.氏名 漢字、41.氏名 漢字 外字数、42.氏名 かな項目長、43.氏名 かな、44.郵便番号、45.住所 項目長、46.住所、47.住所 外字数、48.生年月日、49.性別、50.個人番号、51.第30条の45に規定する区分、52.在留期間の満了の日、53.代替文字変換結果、54.代替文字氏名 項目長、55.代替文字氏名、56.代替文字住所 項目長、57.代替文字住所、58.代替文字氏名位置情報、59.代替文字住所位置情報、60.外字フラグ、61.外字パターン、62.旧氏 漢字、63.旧氏 外字数、64.旧氏 ふりがな、65.旧氏 外字変更連番、66.ローマ字 氏名、67.ローマ字 旧氏

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、既存住基システム、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、定められたインターフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・庁内からの国民健康保険資格情報等の入手にあたっては、既存住基システム、各業務・システムの庁内データ連携機能のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、庁内連携機能にて定められたインターフェースに基づいて連携するため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・既存住基システムにて照会する住民基本台帳情報の入手にあたっては、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ・コンビニ交付システムにて保有する住民基本台帳ファイルは、システムで保有する一意の番号にて既存住基システムと連携する仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、あらかじめ定められた窓口（職員による受付等）、郵送（書留等）に限定した入手方法とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 : 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、入退室管理をしているデータセンター内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 : 庁内からの国民健康保険資格情報等の入手にあたっては、庁内連携機能にて、接続可能なシステムを予め登録し、許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 : 個人番号の入手にあたっては、入退室管理をしているデータセンター内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 : 既存住基システムは限られた端末でのみ利用可能とし、利用できる職員を限定している。さらに、識別情報（ユーザID/パスワードと生体）による2因子認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施し、操作ログによる証跡を記録している。 ・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 : 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、本人の個人番号カード（個人番号カードがない場合には通知カード、個人番号通知書と顔写真付の証明書（運転免許証、パスポート等））に基づき、本人確認を行っている。また、本人の個人番号カードの提示（個人番号カードがない場合には通知カード、個人番号通知書）を受け、既存住基システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行っている。 : 他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存住基システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い本人の個人番号であることを確認している。 : 入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 : 個人情報を訂正、更新する際の作業責任者、作業手順を明確にしている。 ・入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、限られた窓口・職員とし、届出・請求書等の保管場所の施錠管理を徹底することで、漏えい・紛失を防止している。 : 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、データセンター内のサーバ間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 : 国民健康保険等の資格情報の入手にあたっては、データセンター内のサーバ間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。また、介護保険の資格情報の入手にあたっては、庁内の限られた通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 : 個人情報へのアクセスや操作の失敗（障害記録）について記録を取得し分析している。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・宛名機能の操作の記録を取得・保管し、定期的にチェックしている。 ・市町村CSとは予め定められたインタフェースでのみ、既存住記システムと接続を行うよう制御している。 ・市町村CSへのアクセスにおいてユーザID/手のひら静脈による認証を実施しており、あらかじめ定められた職員及びシステム(機能)しか特定個人情報にアクセスできないように権限設定を行い、アクセス制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。	
その他の措置の内容	・ユーザID/パスワードの発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・既存住基システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・上記のアクセス権限の設定はシステム管理者の指示のもと、常駐運用者が第三者の視点で定期的に点検している。 ・ユーザIDとともに、既存住基システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。 ・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については定期的にチェックを行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置

: 外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。

: 全職員が、年に1回、個人情報保護に関して自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。(新規採用者については都度実施している)

: 各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。

・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置

: バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバ室での作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。

: 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。

: 特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。

: 保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。

: 機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。

: 庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。

: 非常勤もしくは臨時職員が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 : 委託先から他社への提供は認めていない。 : 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 : 情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、市職員が現地調査を実施している。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 : 委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出してもらっている。 : 必要に応じて熊谷市は現地調査・確認を行えることとしている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 ・住基ネットとの連携については、予め定められた仕様での提供に限定しており、定期的に連携処理に係るログを確認している。 ・庁内連携システムを介した庁内連携についても、予め定められた仕様での移転に限定しており、定期的に連携処理に係るログを確認している。 ・上記の移転、提供等については、番号法及び条例上認められる範囲内に限定するよう、周知徹底している。			
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 : 住基ネットとの連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 : 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 : 住基ネット連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への連携は発生しない。 : 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への連携は発生しない。 : 個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

＜既存住基システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの仕様にに基づき提供するため、不正に特定個人情報提供されないよう既存住基システムで担保している。
- ・特定個人情報の提供は既存住基システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。

＜既存住基システムの運用における措置＞

- ・既存住基システムで記録している操作ログは、適宜リストの出力を行い、不正な提供が行われていないことを定期的に確認している。
- ・提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施している。
- ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。
- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。
- ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

ー

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。
- ・中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

◆不適切な方法で提供されるリスク

<既存住基システムのソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバー・既存住基システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。
- ・既存住基システムは、ID/パスワードに認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。
- ・既存住基システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

<既存住基システムの運用における措置>

- ・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、上長への確認を行った上で、実施することを運用ルールとして義務付けている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 - ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 - ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
- #### <中間サーバーの運用における措置>
- ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。
 - ・情報提供は自動応答又は中間サーバー接続端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。

◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<既存住基システムのソフトウェアにおける措置>

- ・既存住基システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

<既存住基システムの運用における措置>

- ・中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え上長の承認を経た上で登録する。
- ・中間サーバーには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

—

<中間サーバーの運用における措置>

- ・中間サーバー接続端末から情報提供内容を登録する場合、上長の承認を得た上で、登録時に複数の職員によるチェックを行う。
- ・中間サーバー接続端末から誤った情報を修正する場合、事前に修正内容について、上長の承認を得た上で、実施する運用を義務付けている。

◆その他

<熊谷市における措置>

- ・既存住基システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等に係る実施手順を業務マニュアルに記載し、新規従業員に対して、年1回研修を実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、

中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-
	◆物理的対策 <熊谷市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 <熊谷市における措置> ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。	

その他の措置の内容	・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 専用線であるLGWAN回線を用いているため、盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 : 基本的に異動届等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : 特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	<熊谷市における措置> ・毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。 ・サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：平成14年6月10日総務省告示第334号（第6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ：本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。 ・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 ：窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（若しくは通知カード及び個人番号通知書と法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 ：本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ：入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、熊谷市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ：本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ：機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ：操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼働するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	

リスクに対する措置の内容	・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 : システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 : 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 : システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 : 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 : システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 : バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 : 委託先から他社への提供は認めていない。 : 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 : 情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、市職員が現地調査を実施している。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 : 委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出してもらっている。 : 必要に応じて熊谷市は現地調査・確認を行えることとしている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号利用法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知

[

十分に行っている

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか

[

発生なし

＜選択肢＞

1) 発生あり

2) 発生なし

その内容

-

再発防止策の内容

-

その他の措置の内容

-

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 : 既存住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 : 磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 : 帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 : 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。 ・サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。
10. その他のリスク対策	
Empty space for other risk countermeasures	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 :送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 :特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。 :個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。 :既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。 :システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等(※)に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 :機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 :操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

		3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・生体認証による操作者認証を行う。		
その他の措置の内容	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 ：システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ：担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ：職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ：システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ：バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 : 委託先から他社への提供は認めていない。 : 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 : 情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、市職員が現地調査を実施している。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 : 委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出してもらっている。 : 必要に応じて熊谷市は現地調査・確認を行えることとしている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号利用法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 :相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知

[

十分に行っている

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか

[

発生なし

＜選択肢＞

1) 発生あり

2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 : 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 : システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に力を入れていない
具体的な方法	・毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。 ・サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び熊谷市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に住所、氏名、請求内容等の必要事項を記入し、請求する。 個人情報の本人であることを証明する書類等を持参の上、個人情報保護窓口に提出する。
③法令による特別の手続	－
④個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部市民課 電話048-524-1111 内線269
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ※上記内容を⑩の下へ追加	事前	
平成28年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能		11. コンビニ交付システムとの連携 :住民票の写し等の各種証明書に記載する情報を証明書コンビニ交付システムと連携する。 ※上記内容を項番10の下へ追加	事前	
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長島 留美子	清水 輝義	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民部市民課、大里行政センター市民福祉課、妻沼行政センター市民環境課、江南行政センター市民福祉課、中条出張所、奈良出張所、別府出張所、三尻出張所、吉岡出張所、星宮出張所、久下出張所、佐谷田出張所、玉井出張所、大麻生出張所、熊谷駅連絡所、龍原駅連絡所	市民部市民課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター、中条出張所、奈良出張所、別府出張所、三尻出張所、吉岡出張所、星宮出張所、久下出張所、佐谷田出張所、玉井出張所、大麻生出張所、熊谷駅連絡所、龍原駅連絡所	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民部市民課、大里行政センター市民福祉課、妻沼行政センター市民環境課、江南行政センター市民福祉課	市民部市民課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民部市民課、大里行政センター市民福祉課、妻沼行政センター市民環境課、江南行政センター市民福祉課	市民部市民課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため
平成28年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5		コンビニ交付システム 1. 既存システム連携機能 :既存住基、印鑑、税、戸籍システムから証明書情報を連携する機能。 2. 各種証明発行機能 :住民票の写し、印鑑、税、戸籍等の各種証明書を発行する機能。 3. コンビニ交付機能 :機構が管理する証明書交付センターからの要求に応じて各種証明書を自動交付する機能。	事前	
平成28年7月1日	IIIリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、既存住基システム、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、定められたインタフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・市内からの国民健康保険資格情報等の入手にあたっては、既存住基システム、各業務・システムの庁内データ連携機能のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、庁内連携機能にて定められたインタフェースに基づいて連携するため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・既存住基システムにて照会する住民基本台帳情報の入手にあたっては、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。	・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、既存住基システム、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、定められたインタフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・市内からの国民健康保険資格情報等の入手にあたっては、既存住基システム、各業務・システムの庁内データ連携機能のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、庁内連携機能にて定められたインタフェースに基づいて連携するため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・既存住基システムにて照会する住民基本台帳情報の入手にあたっては、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ・コンビニ交付システムにて保有する住民基本台帳ファイルは、システムで保有する一意の番号にて既存住基システムと連携する仕組みとなっている。	事前	

平成28年4月1日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月1日	平成28年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「市県民税の賦課に関する事務」の移転先	市民税課/大里行政センター総務税務課/妻沼行政センター総務税務課/江南行政センター総務税務課	市民税課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「固定資産・都市計画税の賦課に関する事務」の移転先	資産税課/大里行政センター総務税務課/妻沼行政センター総務税務課/江南行政センター総務税務課	資産税課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「軽自動車税の賦課に関する事務」の移転先	市民税課/大里行政センター総務税務課/妻沼行政センター総務税務課/江南行政センター総務税務課	市民税課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「国民健康保険税の賦課に関する事務」の移転先	保険年金課/大里行政センター市民福祉課/妻沼行政センター市民環境課/江南行政センター市民福祉課	保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の収滞納に関する事務」の移転先	納税課/大里行政センター総務税務課/妻沼行政センター総務税務課/江南行政センター総務税務課	納税課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又国民健康保険税の税額に関する事務」の移転先	保険年金課/大里行政センター市民福祉課/妻沼行政センター市民環境課/江南行政センター市民福祉課	保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため

平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務」の移転先	保険年金課/大里行政センター市民福祉課/妻沼行政センター市民環境課/江南行政センター市民福祉課	保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務」の移転先	こども課/大里行政センター市民福祉課/妻沼行政センター福祉課/江南行政センター市民福祉課	保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務」の移転先	こども課/大里行政センター市民福祉課/妻沼行政センター福祉課/江南行政センター市民福祉課	保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」の移転先	保険年金課/大里行政センター市民福祉課/妻沼行政センター市民環境課/江南行政センター市民福祉課	保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	清水 輝義	龍前 毅	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務」の移転先	保健センター	母子健康センター	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため

平成29年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務」の移転先	福祉課	生活福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務」の移転先	福祉課	生活福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務」の移転先	福祉課	生活福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務」の移転先	福祉課	生活福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務」の移転先	福祉課	生活福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務」の移転先	福祉課	生活福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため

平成29年4月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②移転先における用途欄が「被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務」の移転先	福祉課	生活福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線224	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部市民課 電話048-524-1111 内線269	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年10月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無欄の提供を行っている件数	70	72	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号法	番号利用法	事後	形式的変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	番号法	番号利用法	事後	形式的変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム [○]税務システム [○]その他(介護システム、健康システム、法務省連携システム等)	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []税務システム [○]その他(コンビニ交付システム等)	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 :中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。	1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 4. 中間サーバー連携機能 情報連携に必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他システムとの接続	[]庁内連携システム [☐]その他(国民健康保険システム、児童手当システム等の各業務・システム、中間サーバー)	[☐]庁内連携システム [☐]その他(中間サーバー、個別業務システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他システムとの接続	[]庁内連携システム [☐]税務システム [☐]その他(戸籍システム)	[☐]庁内連携システム [☐]税務システム [☐]その他(印鑑登録システム、戸籍システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		1. 共通基盤データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する。 2. 共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の機能を一元管理する。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他システムとの接続		[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [☐]既存住民基本台帳システム [☐]宛名システム等 [☐]税務システム [☐]その他(個別業務システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	形式的変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	形式的変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	100項目以上	50項目以上100項目未満	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]学校・教育関係情報	[]学校・教育関係情報	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民部市民課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター、中条出張所、奈良出張所、別府出張所、三尻出張所、吉岡出張所、星宮出張所、久下出張所、佐谷田出張所、玉井出張所、大麻生出張所、熊谷駅連絡所、龍原駅連絡所	市民部市民課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター、さくらめいと出張所、熊谷駅連絡所、龍原駅連絡所	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 ③委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社ジーシーシー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<熊谷市における措置> ・情報政策課内に厳格な入退室管理を行っているセキュリティゲートを設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID／パスワードによる認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、庁舎のサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<熊谷市における措置> ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 ③委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社ジーシーシー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	ID／生体認証にて入退館管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスについてもIDによる認証が必要となる。	<熊谷市における措置> ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法	番号利用法	事後	形式的変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 ③委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社ジーシーシー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	ID／生体認証による入退館管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスについてもID／生体認証による認証が必要となる。	<熊谷市における措置> ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	庁舎内のサーバー間通信	データセンター内のサーバー間通信	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ユーザID/パスワードによる認証	識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	・宛名機能の操作においてはユーザID/パスワードによる認証を実施しており、あらかじめ定められた職員及びシステム(機能)しか特定個人情報にアクセスできないように権限設定を行い、アクセス制御を行っている。	・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	・既存住基システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワードによる認証を実施している。	・識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 :利用時間外においては、既存住基システムを停止している。 :外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 :全職員が、年に1回、個人情報保護に関して自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。(新規採用者については都度実施している) :各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。	・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 :外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 :全職員が、年に1回、個人情報保護に関して自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。(新規採用者については都度実施している) :各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆物理的対策	<熊谷市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。	<熊谷市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆技術的対策	<熊谷市における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ウイルスメール／スパムメール対策システムを導入している。 ・定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ・侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ・必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	<熊谷市における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・生体認証(操作者識別カードにより認証を行っている場合はその旨を記載)による操作者認証を行う。	・生体認証による操作者認証を行う。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (2)本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法	番号利用法	事後	形式的変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・生体認証(操作者識別カードにより認証を行っている場合はその旨を記載)による操作者認証を行う。	・生体認証による操作者認証を行う。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法	番号利用法	事後	形式的変更のため
平成30年12月18日	(別添1)ファイル記録項目 (1)住民基本台帳ファイル	「(別添1)ファイル記録項目の新旧比較(住基・重点)_201812.pdf」の「変更前」欄に記載のとおり	「(別添1)ファイル記録項目の新旧比較(住基・重点)_201812.pdf」の「変更後」欄に記載のとおり	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ・4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ニ・2号ニ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、12条1号ロ・2号イ・3号ロ・4号ハ・6号イ・8号ハ、13条1号ロ・2号ロ、14条1号ロ・2号ロ・3号ハ、16条、20条8号ロ、	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため

平成30年12月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	同上	22条1号ニ、22条の3 3号・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号、22条の4 1項1号・2号ホ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ロ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ハ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ロ・2号ロ、33条4号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・17号ロ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ・、48条、49条の2 2号、50条1号・2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ、51条2号・3号・4号ロ・5号・6号・8号・9号・10号・11号・12号、53条2号へ・3号ホ・5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の3 1号ニ・2号ニ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	龍前 毅	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所 属長氏名の記載が廃止され 役職名の記載に変更されたた め
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日 (1)住民基本台帳ファイル	平成27年6月	平成30年12月	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年5月10日	平成30年10月12日	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無欄の提供を 行っている件数	70	71	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠、及び提供先 における用途の添付資料(Ⅱ. 提供先一覧)	・公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高 等学校等就学支援金の支給に関する法律による 就学支援金の支給に関する事務 ・番号法第19条第7号別表第二の117の項に該 当する提供先等 ・番号法第19条第7号別表第二の120の項	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 による就学支援金の支給に関する事務 ・番号法第19条第7号別表第二の117の項に該 当する提供先等削除 ・番号法第19条第7号別表第二の119の項	事後	根拠法にあわせて修正記載 する形式的変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑥使用開始日	平成27年6月1日	平成30年12月1日	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため

平成31年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ニ・2号ニ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、12条1号ロ・2号イ・3号ロ・4号ハ・6号イ・8号ハ、13条1号ロ・2号ロ、14条1号ロ・2号ロ・3号ハ、16条、20条8号ロ、	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ニ・2号ニ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、12条1号ロ・2号イ・3号ロ・4号ハ・6号イ・8号ハ、13条1号ロ・2号ロ、14条1号ロ・2号ロ・3号ハ、16条、20条8号ロ、	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
		22条1号ニ、22条の3 3号・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号、22条の4 1項1号・2号ホ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ロ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ハ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ロ・2号ロ、33条4号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・17号ロ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ、48条、49条の2 2号、50条1号・2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ、51条2号・3号・4号ロ・5号・6号・8号・9号・10号・11号・12号、53条2号ハ・3号ホ・5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の3 1号ニ・2号ニ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	22条1号ニ、22条の3 3号・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号、22条の4 1項1号・2号ホ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ロ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ハ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ロ・2号ロ、33条4号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・17号ロ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ、48条、49条の2 2号、50条1号・2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ、51条2号・3号・4号ロ・5号・6号・8号・9号・10号・11号・12号、53条2号ハ・3号ホ・5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の2の2、59条の3 1号ニ・2号ニ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)		
平成31年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年10月12日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成31年4月1日	別表5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ②災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務	危機管理室	危機管理課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和1年7月23日	I 基本情報システム ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため

令和1年7月23日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法律上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)(略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)(略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和1年7月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和1年7月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1)住民基本台帳ファイル	1.世帯番号、2.世帯主カナ氏名、3.世帯主漢字氏名、4.行政区コード、5.現住所郵便番号、6.現住所自治体コード、7.現住所町字コード、8.現住所、9.現住所方書コード、10.現住所方書、11.異動事由、12.宛名番号、13.除票区分、14.住民異動日、15.住民届出日、16.住定異動日、17.住定異動事由、18.住定届出日、19.住定届出事由、20.カナ氏名、21.漢字氏名、22.性別コード、23.生年月日、24.続柄コード、25.本籍自治体コード、26.本籍郵便番号、27.本籍、28.筆頭者漢字、29.旧姓漢字、30.住民票コード、(中略) 81.個人番号、82.国保資格得喪区分、83.国保資格退職者医療区分、84.介護保険資格得喪区分、85.国民年金記号番号、86.国民年金種別区分、87.国民年金保険区分、88.国民年金受給区分、89.児童手当得喪区分、90.後期高齢得喪区分、91.福祉医療得喪区分	1.世帯番号、2.世帯主カナ氏名、3.世帯主漢字氏名、4.行政区コード、5.現住所郵便番号、6.現住所自治体コード、7.現住所町字コード、8.現住所、9.現住所方書コード、10.現住所方書、11.異動事由、12.宛名番号、13.除票区分、14.住民異動日、15.住民届出日、16.住定異動日、17.住定異動事由、18.住定届出日、19.住定届出事由、20.カナ氏名、21.漢字氏名、22.性別コード、23.生年月日、24.続柄コード、25.本籍自治体コード、26.本籍郵便番号、27.本籍、28.筆頭者漢字、29.旧姓漢字、30.住民票コード、(中略) 81.個人番号、82.国保資格得喪区分、83.国保資格退職者医療区分、84.介護保険資格得喪区分、85.国民年金記号番号、86.国民年金種別区分、87.国民年金保険区分、88.国民年金受給区分、89.児童手当得喪区分、90.後期高齢得喪区分、91.福祉医療得喪区分、92.旧氏 漢字、93.旧氏 ふりがな	事前	
令和1年7月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (2)本人確認情報ファイル	1.住民票コード、2.漢字氏名、3.外字数(氏名)、4.ふりがな氏名、5.清音化かな氏名、6.生年月日、7.性別、8.市町村コード、9.大字・字コード、10.郵便番号、11.住所、12.外字数(住所)、13.個人番号、14.住民となった日、15.住所を定めた日、16.届出の年月日、17.市町村コード(転入前)、18.転入前住所、19.外字数(転入前住所)、20.続柄、21.異動事由、22.異動年月日、23.異動事由詳細、24.旧住民票コード、25.住民票コード使用年月日、26.依頼管理番号、27.操作者ID、28.操作端末ID、29.更新順番号、30.異動事更新順番号、31.更新禁止フラグ、32.予定者フラグ、33.排他フラグ、34.外字フラグ、35.レコード状況フラグ、36.タイムスタンプ	1.住民票コード、2.漢字氏名、3.外字数(氏名)、4.ふりがな氏名、5.清音化かな氏名、6.生年月日、7.性別、8.市町村コード、9.大字・字コード、10.郵便番号、11.住所、12.外字数(住所)、13.個人番号、14.住民となった日、15.住所を定めた日、16.届出の年月日、17.市町村コード(転入前)、18.転入前住所、19.外字数(転入前住所)、20.続柄、21.異動事由、22.異動年月日、23.異動事由詳細、24.旧住民票コード、25.住民票コード使用年月日、26.依頼管理番号、27.操作者ID、28.操作端末ID、29.更新順番号、30.異動事更新順番号、31.更新禁止フラグ、32.予定者フラグ、33.排他フラグ、34.外字フラグ、35.レコード状況フラグ、36.タイムスタンプ、37.旧氏漢字、38.旧氏 外字数、39.旧氏 ふりがな、40.旧氏 外字変更連番	事前	

令和1年7月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (3)送付先情報ファイル	1.送付先管理番号、2.送付先郵便番号、3.送付先住所 漢字項目長、4.送付先住所 漢字、5.送付先住所 漢字 外字数、6.送付先氏名 漢字項目長、7.送付先氏名 漢字、8.送付先氏名 漢字 外字数、9.市町村コード、10.市町村名 項目長、11.市町村名、12.市町村郵便番号、13.市町村住所 項目長、14.市町村住所、15.市町村住所 外字数、16.市町村電話番号、17.交付場所名 項目長、18.交付場所名、19.交付場所名 外字数、20.交付場所郵便番号、21.交付場所住所 項目長、22.交付場所住所、23.交付場所住所 外字数、24.交付場所電話番号、25.カード送付場所名 項目長、26.カード送付場所名、27.カード送付場所名 外字数、28.カード送付場所郵便番号、29.カード送付場所住所 項目長、30.カード送付場所住所、31.カード送付場所住所 外字数、32.カード送付場所電話番号、33.対象となる人数、34.処理年月日、35.操作者ID、36.操作端末ID、37.印刷区分、38.住民票コード、39.氏名 漢字項目長、40.氏名 漢字、41.氏名 漢字 外字数、42.氏名 かな項目長、43.氏名 かな、44.郵便番号、45.住所 項目長、46.住所、47.住所 外字数、48.生年月日、49.性別、50.個人番号、51.第30条の45に規定する区分、52.在留期間の満了の日、53.代替文字変換結果、54.代替文字氏名 項目長、55.代替文字氏名、56.代替文字住所 項目長、57.代替文字住所、58.代替文字氏名位置情報、59.代替文字住所位置情報、60.外字フラグ、61.外字パターン	1.送付先管理番号、2.送付先郵便番号、3.送付先住所 漢字項目長、4.送付先住所 漢字、5.送付先住所 漢字 外字数、6.送付先氏名 漢字項目長、7.送付先氏名 漢字、8.送付先氏名 漢字 外字数、9.市町村コード、10.市町村名 項目長、11.市町村名、12.市町村郵便番号、13.市町村住所 項目長、14.市町村住所、15.市町村住所 外字数、16.市町村電話番号、17.交付場所名 項目長、18.交付場所名、19.交付場所名 外字数、20.交付場所郵便番号、21.交付場所住所 項目長、22.交付場所住所、23.交付場所住所 外字数、24.交付場所電話番号、25.カード送付場所名 項目長、26.カード送付場所名、27.カード送付場所名 外字数、28.カード送付場所郵便番号、29.カード送付場所住所 項目長、30.カード送付場所住所、31.カード送付場所住所 外字数、32.カード送付場所電話番号、33.対象となる人数、34.処理年月日、35.操作者ID、36.操作端末ID、37.印刷区分、38.住民票コード、39.氏名 漢字項目長、40.氏名 漢字、41.氏名 漢字 外字数、42.氏名 かな項目長、43.氏名 かな、44.郵便番号、45.住所 項目長、46.住所、47.住所 外字数、48.生年月日、49.性別、50.個人番号、51.第30条の45に規定する区分、52.在留期間の満了の日、53.代替文字変換結果、54.代替文字氏名 項目長、55.代替文字氏名、56.代替文字住所 項目長、57.代替文字住所、58.代替文字氏名位置情報、59.代替文字住所位置情報、60.外字フラグ、61.外字パターン、62.旧氏 漢字、63.旧氏 外字数、64.旧氏 ふりがな、65.旧氏 外字変更連番、66.ローマ字 氏名、67.ローマ字 旧氏	事前	
令和2年4月1日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ニ・2号ニ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、12条1号ロ・2号イ・3号ロ・4号ハ・6号イ・8号ハ、13条1号ロ・2号ロ、14条1号ロ・2号ロ・3号ハ、16条、20条8号ロ、22条1号ニ、22条の3 3号・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号、22条の4 1項1号・2号ホ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号ニ、14条1号ハ・2号ハ・3号ニ、16条2号、20条9号ロ、22条1号ニ、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号ニ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和2年4月1日	同上	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ロ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ハ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ロ・2号ロ、33条4号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・17号ロ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ、48条、49条の2 2号、50条1号・2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ、51条2号・3号・4号ロ・5号・6号・8号・9号・10号・11号・12号、53条2号ハ・3号ホ・5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の2の2、59条の3 1号ニ・2号ニ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ニ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ニ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ・6号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条の4 1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ニ・3号ニ・4号ニ・5号ニ・6号ニ・7号ニ・8号ニ・9号ニ・10号ニ・11号ニ・12号ニ・13号ニ・14号ニ・15号ニ・16号ニ・17号ハ・18号ニ・19号ニ・22号ニ・23号ニ、48条、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ハ、53条3号ホ、53条5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の2の2 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、103、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため

令和2年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和3年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) : (1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号ニ、14条1号ハ・2号ハ・3号ニ、16条2号、20条9号ロ、22条1号ニ、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号ニ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) : (1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号ニ、14条1号ハ・2号ハ・3号ニ、16条2号、20条9号ロ、22条1号ニ、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号ニ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和3年4月1日	同上	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ニ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ニ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ・6号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ニ・3号ニ・4号ニ・5号ニ・6号ニ・7号ニ・8号ニ・9号ニ・10号ニ・11号ニ・12号ニ・13号ニ・14号ニ・15号ニ・16号ニ・17号ハ・18号ニ・19号ニ・22号ニ・23号ニ、48条、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ヘ、53条3号ホ、53条5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の2の2 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、103、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ニ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ニ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ・6号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ニ・3号ニ・4号ニ・5号ニ・6号ニ・7号ニ・8号ニ・9号ニ・10号ニ・11号ニ・12号ニ・13号ニ・14号ニ・15号ニ・16号ニ・17号ハ・18号ニ・19号ニ・22号ニ・23号ニ、48条、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ヘ、53条3号ホ、53条5号ハ、54条2号、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2の2 1号ハ、6号ハ、59条の2の3 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、103、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無欄の提供を行っている件数	71	75	事後	誤記の修正

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無欄の移転を行っている件数	35	36	事後	誤記の修正
令和3年9月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 提供先一覧) ①法令上の根拠 ※73箇所	番号法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和3年9月1日	別表 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. 移転先一覧) ①法令上の根拠 ※36箇所	番号法	番号利用法	事後	形式的変更のため
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号二、14条1号ハ・2号ハ・3号二、16条2号、20条9号ロ、22条1号二、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号二 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条7号ロ・13号ハ・14号ハ・20号ハ・21号、3条8号ロ・11号ハ・14号ハ・21号、4条2号ハ、6条4号・9号ロ・10号ロ・18号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・6号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号二、14条1号ハ・2号ハ・3号二16条2号、20条4号・9号ロ、22条1号二、22条の3 1号ロ・2号ロ・13号ロ、22条の4 1項1号・2号二 2項1号 3項1号・4項1号、23条2号ハ、24条3号、	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和4年4月1日	同上	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号二・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号二、28条1号ホ、31条1号ホ・2号二・5号ホ・6号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号二、44条の2 2号、45条2号、47条2号二・3号二・4号二・5号二・6号二・7号二・8号二・9号二・10号二・11号二・12号二・13号二・14号二・15号二・16号二・17号ハ・18号二・19号二・22号二・23号二、48条、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号へ、53条3号ホ、53条5号ハ、54条2号、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2の2 1号ハ、6号ハ、59条の2の3 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、103、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	24条の2 1号イ・6号ロ・11号ハ・12号ハ、24条の3 2号、25条10号二・11号・12号、26条の3 1号ロ・2号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号二、28条1号ホ、31条1号ホ・2号二・5号ホ・6号ホ、31条の2の2 1号イ・7号ロ・12号ハ・13号ハ、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・3号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・3号イ・6号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号二、44条の5 2号、45条2号、47条12号二・13号二・14号二・16号二・26号二・27号二・29号二・31号二・32号二・33号二・34号二・35号二・36号二・37号ハ・38号二・39号二・40号二・41号ハ・44号二・45号二・48号二、48条1号ロ、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号へ、53条3号ホ、53条5号ハ、54条2号イ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条1号、57条1号、58条1号ハ・2号ハ、59条2号、59条2号、59条の2の2 1号ハ・7号ハ、59条の2の3 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の30、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和4年4月1日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	証明発行業務委託のため

令和4年4月1日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 委託事項2	(新規)	証明発行業務委託	事前	証明発行業務委託のため
令和4年4月1日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 ①委託内容		証明発行窓口における証明書等請求の受付及 び発行並びに交付業務(審査・決定を除く)	事前	証明発行業務委託のため
令和4年4月1日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 ②委託先における取り扱い者 数		10人以上50人未満	事前	証明発行業務委託のため